

玄海町木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 町長は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 2 2 年 3 月 2 6 日 付 け 国 官 会 第 2 3 1 7 号。以下「国要綱」という。）の規定に基づき、住宅の耐震診断を実施する木造住宅の所有者等に対して、予算の範囲内において補助することとし、玄海町補助金等交付規則（令和 5 年 玄海町規則第 2 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(令 5 要綱 6 9 ・ 一 部 改 正)

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 別表第 1 に定める方法に基づき行う耐震診断をいう。
- (2) 所有者等 建築物の所有者及び所有者に代わり耐震診断に要する経費を負担する親族等で町長が所有者に準ずると認めるものをいう。
- (3) 住宅 所有者等が自ら居住する住宅のうち、町内で昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された建築物をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねるものは除く。
- (4) 木造住宅 住宅のうち一戸建ての木造在来軸組構法又は木造枠組壁構法の専用住宅をいう。
- (5) 佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士（以下「登録建築士」という。） 一般社団法人佐賀県建築士会及び一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において登録された建築士で、建築士事務所に属するものをいう。

(補助対象経費及び補助率並びに所有者等)

第 3 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、別表第 2 のとおりとする。

2 所有者等は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員にあることを知りながらこれらを利用している者

3 所有者等は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第 4 条 所有者等は、木造住宅耐震診断事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断を受けようとする建築物の位置図、平面図
- (2) 耐震診断に要する経費の見積書の写し
- (3) 建築物の所有者が分かる書類
- (4) 建築時期の分かる書類
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) その他町長が必要と認めるもの
（補助金交付の条件）

第5条 規則第5条に規定する補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (6) 所有者等は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、第4条の規定による申請があったときは、木造住宅耐震診断事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により所有者等に通知するものとする。

（補助金の変更又は中止）

第7条 第5条第2号及び第3号の規定により町長に変更又は中止の承認を受けようとする者は、木造住宅耐震診断事業費補助金交付変更申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、木造住宅耐震診断事業費補助金交付変更通知書（様式第5号）により交付決定の内容を変更することができる。

（耐震診断の実施）

第8条 耐震診断は、次に掲げる者が行わなければならない。

- (1) 木造住宅 登録建築士
- (2) 前号と同等以上と認められる者
（実績報告）

第9条 所有者等は、補助事業が完了したときは、木造住宅耐震診断事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果を証する書類
- (2) 耐震診断に要した経費の領収書の写し
- (3) 耐震診断の実施者が登録建築士であることを証する書類
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、当該書類等の審査又は必要に応じ実地調査等を行い、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震診断事業費補助金確定通知書(様式第7号)により当該所有者等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 所有者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求により、前条により確定した額を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、所有者等が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、所有者等が第3条第2項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、木造住宅耐震診断事業費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により所有者等に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で、当該取消し部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

(取引上の開示)

第13条 本事業の耐震診断を実施した建築物を所有する者は、当該建築物を譲渡又は貸与しようとするときは、譲受人又は賃借人に、耐震診断の結果を開示しなければならない。

(アンケート調査等の協力)

第14条 本事業の耐震診断を実施した建築物を所有する者は、住宅の耐震化の促進に向けたアンケート調査等に協力すること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則(令和5年3月31日要綱第69号)

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則(令和7年3月31日要綱第25号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則(令和8年2月26日要綱第9号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

耐震診断の方法	
1	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」
2	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」
3	上記1から2以外で一戸建て住宅の耐震診断の方法として、特別に町長が認めるもの

別表第2（第3条関係）

（令7要綱25・一部改正）

対象建築物	補助対象経費	補助率
木造住宅	国要綱「附属編Ⅲ編第1章イ—16—(12)—①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」第1項第3号に掲げる経費 ○ただし、上限額は次のとおりとする。 ・現況図面がある場合 80,000円 ・現況図面がない場合 120,000円	補助対象経費の3分の2以内